

令和四年（二〇三二）三月二十五日発行
『大倉山論集』第六十八輯抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

史料翻刻 木下韓村日記
（十）
— ② —

木下韓村日記研究会

史料翻刻 木下韓村日記（十）――②

木下韓村日記研究会

目次

解題

凡例

翻刻

史料翻刻 木下韓村日記（十）――②（木下韓村日記研究会）

〔解題〕

本稿は、熊本藩士で儒学者であつた木下韓村（以下、韓村）の嘉永六年の日記を翻刻したものである。詳細は後述するが、これまで早稲田大学社会科学学会編『早稲田社会科学総合研究』誌で発表してきた「史料翻刻 木下韓村日記」の続編である。

韓村（一八〇五―一八六七）の名は業広^{なりひろ}、字は子勤^{あきと}、通称は宇太郎・真太郎という。別号に犀潭^{さいたん}。著書に、『韓村遺稿』乾・坤（明治十六年、奎文堂）、『韓村遺稿拾遺』上・下、『韓村遺稿附録』（以上、大正五年、木下重三）がある。

表1 木下韓村略歴

和暦	西暦	事項
文化2年	1805年	8月5日 肥後菊池郡今村の豪農の家に生まれる
文化11年	1814年	桑満伯順（医者）に入門
文政6年	1823年	大城霞坪（時習館助教）に入門
文政10年	1827年	9月 時習館居寮生
天保11年	1840年	7月 江戸白金詰、中小姓
嘉永元年	1848年	9月 御留守居中小姓
嘉永2年	1849年	10月 時習館訓導助勤
嘉永4年	1851年	3月 時習館訓導本役
嘉永6年	1853年	2月 時習館助教補助
安政6年	1859年	11月 時習館教授局詰、助教補助
万延元年	1860年	2月 教授局詰辞退
文久3年	1863年	3月 公儀御召辞退、訓導も辞退
慶応元年	1865年	6月 時習館訓導再任
慶応3年	1867年	5月6日 死去

出典：「似星木下家譜」（熊本県立図書館蔵「木下家文書」/モキイ/00140/木下家）、「御奉公之覚」（同「木下家文書」/モキイ/00138/木下家）。

参考：片岡浩毅「木下韓村伝関連史料の紹介」『社学研論集』23号、早稲田大学大学院社会科学研究科、2014年。

文化二年（一八〇五）肥後菊池郡（熊本県菊池市）に生れ、文政十年（一八二七）に肥後藩の藩校・時習館の居寮生^①、天保十一年（一八四〇）七月江戸白金詰となり、中小姓となった。嘉永二年（一八四九）十月には時習館訓導助勤、同四年三月に訓導本役に就任している（韓村の略歴は、表1参照）。

時習館の講師陣は、教授一名・助教一名となっており、訓導はその下の役職である^②。韓村は、正式には訓導職のままであったが、後には助教の補助業務（史料には、「助教を助」・「助教之助」と記されている）や教授局詰にも任命されている^③。

韓村は各地の学者たちと積極的に交流し、中でも安井息軒、塩谷宕陰しおのやういんとは盛んに意見の交換をしていた。古賀勝次郎は、『韓村先生遺稿』や『韓村遺稿拾遺』にも、安井息軒と塩谷宕陰の批語が加えられた文章が見られ、三人がいかに切磋琢磨して学問に励んだかが窺い知られる」と、三人が密接に交流していた様子を述べている。

また、江戸滞在中は、松崎慊堂こうどうのもとを度々訪れ、教えを受けていたという。

『肥後先哲偉蹟』後篇では、韓村の人となりを次のように記している。

此人才智ありて該博の聞へあれど、矜伐きんぱくの心なく、恭遜謙虚きようそんけんこを旨とし、放言激論の事なく（以下略）
韓村は才能豊かで博識ではありながら、それを誇ることもなく常に謙虚な人物であつたようである。

嘉永元年（一八四八）には、坪井新道に私塾「韓村書屋」を藩の許可を得て開き、時習館以外でも子弟の教育に従事していた。「韓村書屋」には九州各地からは勿論、関東・信州などからも入塾希望者が来ており、多くの門下生が集つていた。^⑧ 明治期に活躍する竹添進一郎（外交官・漢学者）、井上毅（枢密顧問官・文部大臣）、岡松甕谷（儒学者・理学者、東京大学教授）、北里柴三郎（細菌学者・日本医師会初代会長）などの人材を輩出している。韓村は学者として、また教育者としてもすぐれた人物であつた。

日記を始めとする韓村の関係史料は、平成二十三年（二〇一一）三月に子孫から熊本県立図書館へ寄贈され、現在「木下文書」として所蔵されている。^⑨ このうち韓村の日記は全二十巻で、各巻の記録年は、次頁の表2のとおりである。この史料の寄贈公開を機に、「幕末期学者の交流の実態、木下学の全容を解明する」手掛かりとして、故島善高・早稲田大学教授を中心に、片岡浩毅、雲藤等、河田順子は日記の解説に取り掛かった。そして天保十一年九月から始まる一巻の翻刻を、平成二十四年（二〇一二）十二月、前掲『早稲田社会科学総合研究』誌に、島善高「史料翻刻 木下韓村日記（一）」として発表した。^⑩ 爾来、『早稲田社会科学総合研究』誌上で日記翻刻を発表し続け、十巻の

表2 木下韓村日記の概要と翻刻掲載誌

巻数	年代	西暦	日記翻刻の掲載誌
1巻	天保11年9月 ～同12年2月21日	1840年9月 ～1841年4月12日	『史料翻刻 木下韓村日記(1)』、『早稲田社会科学総合研究』13巻2号(2012年12月)
2巻	天保12年2月22日 ～同年10月30日	1841年4月13日 ～12月12日	『史料翻刻 木下韓村日記(2)』、『同』13巻3号(2013年3月)
3巻	天保12年11月1日 ～同13年3月19日	1841年12月13日 ～1842年4月29日	『史料翻刻 木下韓村日記(3)』、『同』14巻1号(2013年7月)
4巻	天保13年3月20日 ～同年11月3日	1842年4月30日 ～12月4日	『史料翻刻 木下韓村日記(4)』、『同』14巻2号(2013年12月)
5巻	天保13年11月4日 ～同14年5月13日	1842年12月5日 ～1843年6月10日	『史料翻刻 木下韓村日記(5)』、『同』14巻3号(2014年3月)
6巻	天保14年5月14日 ～同年11月18日	1843年6月11日 ～1844年1月7日	『史料翻刻 木下韓村日記(6)』、『同』15巻1号(2014年7月)
7巻	天保14年11月18日 ～同15年2月7日	1844年1月7日 ～1844年3月25日	『史料翻刻 木下韓村日記(7)』、『同』15巻2号(2014年12月)
8巻	天保15年2月8日 ～弘化3年閏5月10日	1844年3月26日 ～1846年7月3日	天保15年2月8日～4月晦日 『史料翻刻 木下韓村日記(8)-①』、『同』15巻3号(2015年3月)
			天保15年5月1日～弘化2年5月30日 『史料翻刻 木下韓村日記(8)-②』、『同』16巻1号(2015年12月)
			弘化2年5月30日～弘化3年閏5月10日 『史料翻刻 木下韓村日記(8)-③』、『同』16巻2・3合併号(2016年7月)
9巻	弘化3年閏5月11日 ～嘉永4年9月11日	1846年7月4日 ～1851年10月5日	弘化3年閏5月11日～弘化4年6月29日 『史料翻刻 木下韓村日記(9)-①』、『同』17巻1号(2016年10月)
			弘化4年7月1日～嘉永元年12月29日 『史料翻刻 木下韓村日記(9)-②』、『同』17巻2号(2017年3月)
			嘉永2年1月1日～嘉永4年9月11日 『史料翻刻 木下韓村日記(9)-③』、『同』17巻3号(2017年7月)
10巻	嘉永4年9月12日 ～安政6年12月19日	1851年10月6日 ～1860年1月11日	嘉永4年9月12日～同5年12月29日 『史料翻刻 木下韓村日記(10)-①』、『同』18巻1号(2018年3月)
			嘉永6年1月1日～12月29日 『史料翻刻 木下韓村日記(10)-②』、『大倉山論集』本輯
			以下、未翻刻
11巻	安政7年1月1日 ～文久元年10月	1860年1月23日 ～1861年11月	
12巻	文久元年10月1日 ～文久2年9月14日	1861年11月3日 ～1862年11月5日	
13巻	文久2年9月15日 ～同3年1月26日	1862年11月6日 ～1863年3月15日	
14巻	文久3年1月27日 ～同年4月29日	1863年3月16日 ～6月15日	
15巻	文久3年5月1日 ～同年9月18日	1863年6月16日 ～10月30日	
16巻	文久3年9月19日 ～同年11月29日	1863年10月31日 ～1864年1月8日	
17巻	文久3年12月1日 ～元治元年8月14日	1864年1月9日 ～9月14日	
18巻	元治元年8月15日 ～同年12月29日	1864年9月15日 ～1865年1月26日	
19巻	元治2年1月1日 ～慶應元年12月25日	1865年1月27日 ～1866年2月10日	
20巻	慶應2年1月1日 ～慶應3年3月	1866年2月15日 ～1867年4月	

一部、嘉永四年九月十二日から同五年十二月二十九日までの翻刻を公表した。またこの間山口友樹も加わり、公表者名も「木下韓村日記研究会（代表 島善高）」と改めた。^① その後も日記の解読作業を進めているが、『早稲田社会科学総合研究』誌は休刊となっているため、日記翻刻の続きを本誌『大倉山論集』に公表することとし、今回の論題を「史料翻刻 木下韓村日記（十）―②―」とした。

今回公表した日記の一部を紹介すると、嘉永六年は、韓村が時習館訓導に就任してから二年後である。この年の二月十八日条には、次のような記述がある。

昨十七日助教を助ケ両教家塾生致世話候様被 仰付旨、学校方御奉行中今御達ニ相成、（以下略）

この時の助教は、『熊本藩役職者一覧』によると、山口仁九郎である。教授職は、近藤英助が嘉永五年（一八五二）九月に亡くなって、文久元年（一八六一）九月に片山喜三郎が就任するまでの九年間は不在のままであった。韓村が助教の補助をしたのは、このような背景があったからであろう。この役に任命されたことは、韓村の学問的実力が高い評価を受けていたためであったろうと推測される。

六月朔日条に記されている「御奉公覚」にも、時習館訓導就任と助教を助ける位置にあること、また一年間の勤務の内の欠勤日数（二十六日間）の報告をしている。

御奉公覚

私儀時習館訓導被 仰付置、去子六月朔今當丑五月廿九日迄日勤仕候内、忌中ニ而十日、産穢ニ而七日、病中ニ而九日、都合日数二十六日不参仕候

一、助教を助、両教家塾生之儀致世話候様、當二月十七日被 仰付候

一、當年四拾九歳罷成申候

右之通御座候、以上

嘉永六年丑六月

木下真太郎 印判

佐田・真野・小山三頭當り

右、例年之通、半紙封印自筆之事

十二月朔日条には、「柏木文右衛門御用座席御使番列ニ被 仰付、時習館助教被 仰付、御足高百石被下置之」とあり、訓導であつた柏木文右衛門が助教に昇任した記事が見えている。十二月十九日条には、次のような山口仁九郎・柏木文右衛門（ともに時習館助教）の連名の書状の写しが記録されている。

（略）

貴殿儀、拙者共を助、家塾生之儀御世話有之候様被 仰付置候ニ付、為御心付毎歳銀三枚充、学校御附銭之内を以被下置候、尤當暮之儀八月割を以被渡下候条、左様可有御心得候、以上

十二月十九日

山口仁九郎

柏木文右衛門

木下真太郎殿

右は、韓村が山口・柏木両名の家塾生徒の指導にあたってくれたことに対しての報酬（毎年銀三枚づつ支給）について述べているものである。

このように、韓村の日記からは当然自分が奉職していた時習館についての情報を得ることができる。また、韓村と

交流のあった学者たちや塾生たちの記録、藩士の人事異動など周辺の間人関係も把握できる。「木下韓村日記」は、韓村の伝記的資料であるのは勿論のこと、時習館を中心とする熊本藩の文教政策、さらには藩法に関することまで、幅広い情報を得ることができる史料である。

(木下韓村日記研究会 雲藤等)

注

(1) 佐川朋によると、居寮制度は、優秀な人材を学内に居住させ扶持を与えて、三年間各自が選択した専攻に従って研究させるシステムだという(佐川朋「熊本藩時習館における人材育成―居寮制度を中心に―」『日本の教育史学・教育史学会紀要』四〇集、教育史学会、一九九七年)。

(2) 堤克彦『肥後藩の教育 藩校「時習館」入門』トライ、二〇一四年、七六頁。韓村が訓導助勤就任した嘉永二年十月の時点で、訓導職にあったのは、築瀬八左衛門(後、時習館助教)・柏木文右衛門(同)・宇野武一郎(後、天守方目付)・中村嘉善(後、郡代当分)・木下韓村の六人である。(西山禎一『熊本藩役職者一覧』細川藩政史研究会、二〇〇七年、三八一頁)。

(3) 「韓村日記」十一卷の安政七年(万延元年・一八六〇年)二月朔日条(翻刻未発表)には、韓村が教授局詰と助教の助を任命されていたが、辞職願の結果、それを認める記事がある。

其元儀教授局江相詰、助教之助をも相勤候様被^(儀)仰付候處、右勤稜者被遊

御免候、此段從御奉行所御達有之候条可被^(儀)得其意候、以上

二月五日 津川数馬 小山門喜 荒木甚四郎

木下真太郎殿

このように教授局詰や助教の助に任命されているが、韓村は教授・助教にはなっていない。前掲注2の『熊本藩役職者一覧』の時習館教授および助教の欄にも、木下韓村（真太郎）の名前は掲載されていない。

- (4) 古賀勝次郎「松崎慊堂・木下韓村・岡松薨谷―安井息軒と肥後の儒者たち」、早稲田大学日本地域文化研究所編『肥後の歴史と文化』行人社、二〇〇八年、六四頁。

- (5) 木野主計『木下韓村の生涯とその魅力』熊本日日新聞社、二〇一三年、五九頁。

- (6) 武藤巖男編『肥後先哲偉蹟』後篇、肥後先哲偉蹟後篇刊行会、一九二八年（『肥後文献叢書 別巻（二）』歴史図書社、一九七一年、収録）四七頁。

- (7) 前掲注2『肥後藩の教育 藩校「時習館」入門』九五頁。

- (8) 前掲注5『木下韓村の生涯とその魅力』、iv頁。片岡浩毅「韓村書屋門生の交流―岡松薨谷を中心に―」（『社会学論集』二〇号、早稲田大学大学院社会科学研究所、二〇一二年）一五六―一六八頁。

- (9) 『熊本県立図書館蔵木下家文書目録Ⅰ』、熊本県立図書館、二〇一二年、表紙。

- (10) 島善高「史料翻刻 木下韓村日記（一）」解題（『早稲田社会科学総合研究』一三号二巻、早稲田大学社会科学学会、二〇一二年）二頁。

- (11) 木下韓村日記研究会「史料翻刻 木下韓村日記（十）・①」附記（『早稲田社会科学総合研究』一八号一巻、早稲田大学社会科学学会、二〇一八年）三八頁。

- (12) 韓村の藩法に関しては、島善高「叢説熊本藩校時習館における「義殺」論議（上）」（『法史学研究会会報』二二号・高塩博先生古稀記念号、法史学研究会、二〇一八年）、同「叢説熊本藩校時習館における「義殺」論議（下）」（『法史学研究会会報』二三号・小林宏先生米寿記念号、同上、二〇一九年）に詳説されている。

〔凡例〕

本稿では、なるべく原文通りに翻刻することを原則とした。

一 漢字は、原文通りとする。したがって、正字体（旧字）と俗字体（新字）とが混在している場合がある。（例 詩會・詩会、詫摩・託摩など）

一 異体字も原文のままとした。（例 昏（紙）、棊（棋）、畧（略）、舩（船）、𠂔（部）君羊（群）など）。ただし、パソコンで表示できない異体字は、通行の字体を使用した。

一 助詞の「者、江、而、二」は、そのままとし、他の変体仮名は、通行の平仮名を使用する。「江」「者」はポイントを小さく、「而」「二」はそのままとした。

一 合字の「夕（より）」「メ（しめ）」は、そのままとし、それ以外は、仮名を使用した。

一 不明箇所は、その文字数分□と表記した。また、その文字が推測できる場合は、傍注を加えた。なお、虫損などで文字は判読できないが、地名・人名などで推測がつく場合は文字を当て嵌めたり、傍註を付したりした。翻刻不可能な箇所で文字数が推測できる場合は「□」、文字数が不明の場合は「〔以下数字破損〕」と表記した。

一 欠字・平出も原文通りとした。

一 読みやすさを考慮して、適宜読点および並列点を付した。

一 原文は、日付のあとにすぐに本文が始まるが、翻刻では日付のあとは改行して本文を記した。これは、読みやすさのためと初期の巻の形態を踏襲しているためである。

一 本文の補足情報を「」で傍注として付した。なお人名には役職をできるだけ付したが、姓のみが記されている場合は、紙幅の関係上、名を付すのみに留めた。

嘉永六年癸丑正月元日

吉書始与兒十郎〔舊主部〕 ○北野小兒病氣見舞〔隆右衛門〕

二日

在家 ○夜北野小兒見舞〔隆右衛門〕

三日

御在國年頭御禮、御中小姓組脇以下者今日二候處、血忌二而表向達ハ致不申候得共、御禮二ハ不快相達不參仕候

四日

在家

五日

昼前今回勤、水足〔七郎助〕・江口〔次郎〕・米村〔平之允〕・町野〔次郎〕・松原〔孫四郎〕・平塚〔孫四郎〕・木庭〔平吉〕・山内〔敬次〕・山田〔市太郎〕・松原〔七郎助〕・嘉悦〔源右衛門二百石〕・大塚〔仁九郎〕・安場〔仁九郎〕・山口〔平吉〕・大木殿〔久助〕・下津氏〔宮之助〕・平野殿〔孫三右衛門〕・林〔左〕・友岡〔左〕・佐々布〔左〕・松野〔七郎助〕・鎌田〔兵八〕・財津〔登三郎〕・片山〔備前〕・中尾〔備前〕・小笠原殿〔備前〕・藏人殿〔備前〕

六日

監物殿〔長岡〕・佐渡殿〔長岡〕・頼母殿〔有吉〕・山口三五〔仁九郎子五三九〕・渡邊〔善右衛門〕・上野・合志〔張四郎〕・高橋〔張四郎〕・坂本〔八左衛門〕・南〔八左衛門〕・木庭〔八左衛門〕・山下〔八左衛門〕・松岡〔八左衛門〕・三宮〔八左衛門〕・田中〔上野〕・上野〔明石〕・野々口〔中村〕・富岡〔三郎右衛門〕・上村〔彦次郎〕・大野〔三郎右衛門〕・宇野〔永井〕・岩男〔備前〕・右田〔備前〕・宮部〔備前〕・神足〔多兵衛〕・西村〔久太郎〕・村上〔静藏〕・奥山〔備前〕・大槻〔備前〕・國友〔角之助〕・河喜多〔角之助〕・永田〔德左衛門〕・吉村〔德左衛門〕・松村〔德左衛門〕・大里〔市助〕・安田〔市助〕・深水〔市助〕・宇野〔市助〕・笠〔三苦〕・下河邊〔平之助〕・浅香〔平之助〕・池部〔船津〕・蒲池〔門喜〕・小山〔門喜〕・山下〔門喜〕・磯谷〔平之助〕・澤村殿〔平之助〕・山崎〔平之助〕・大里〔早川〕・白木〔天助〕・草野〔天助〕・沼川〔天助〕

大城〔太郎助〕・井上〔太郎助〕・岡松〔熊太郎〕・水津〔熊太郎〕・三宅〔吉左衛門〕・佐田殿〔吉左衛門〕・中村〔吉左衛門〕・谷氏〔平十郎〕・妹尾〔平十郎〕・鎌田〔平十郎〕・木村氏〔平十郎〕・池部〔武右衛門〕・吉山〔武右衛門〕・志方〔武右衛門〕・内藤〔母太郎〕・木村得〔推内〕・加令山〔庄右衛門〕・山戸〔市之左〕・清成〔市之左〕・近藤〔市之左〕・後藤〔市之左〕・橋谷〔福田〕・道家〔角左衛門〕・高瀬〔寿平〕・上田〔孫之丞〕・辛川〔孫之丞〕・高本〔孫之丞〕・河部〔孫之丞〕・新美〔稻津〕・岡田〔孫之丞〕・松井〔角兵衛〕・御寺〔多喜次郎〕・井口〔多喜次郎〕・荻〔多喜次郎〕・辛嶋〔多喜次郎〕・古庄〔敬助〕・大浦〔龍之助〕・小野〔元郎〕・坂田〔元郎〕・山中〔平左衛門〕・今村〔平左衛門〕・江藤〔正藏〕・野尻〔正藏〕・村石光〔敬助〕・小野〔龍之助〕・坂田〔元郎〕・山中〔平左衛門〕・今村〔平左衛門〕・江藤〔正藏〕・野尻〔正藏〕・井・石井〔敬助〕・坂梨〔敬助〕・牧〔喜三郎〕・片山〔喜三郎〕・田中〔喜三郎〕・横井〔喜三郎〕・中村〔喜三郎〕・浅井〔喜三郎〕・木原〔文右衛門〕・柏木〔文右衛門〕・友成〔津内〕・入江〔云右衛門〕・沢村〔云右衛門〕・深水〔源七〕・益田〔源七〕・飯田〔源七〕・井

上・岩崎・尾形（鎌倉）

七日

不参、御禮出仕昼比相濟、引取在宿 ○町野淳平去ル二
日夕死、本妙寺塔中ニ葬ル

八日

不快、在宿

九日

同様

十日

同様

十一日

同様 ○北野隆右衛門御中小姓ニ進席被 仰付候

十二日

渡（野尻手水惣庄屋）子八郎・犬塚伊之助・福島龜之允・
福間一右衛門一同、大城家年酒
（天保十五年四月十九日晦 目付附横目）
（高森手水惣庄屋）
（河原手水惣庄屋）
（太郎右衛門）

十三日

出勤、館中儀式例之通

十四日

在家、丑三郎出府
（榊村弟）

十五日

丑三郎引取
（榊村弟）

十六日

夕番 ○屋敷方根取中今手元屋敷内ニ家塾取建置候、何
間梁ニ何間と申儀、見合ニ相成儀有之候間、知セ候様申
越候ニ付、式間梁ニ四間式坪半之下屋付、右ニ取付九尺
之九尺ニ式坪半之下屋付、其外居宅之内式坪取用置候段

返答二及候事

同十七日

詩文会、宅受持

同十八日

出勤

同十九日

同、〔久留米家老有馬主膳家司伝兵衛様〕加藤傳 吾筑後へ罷越、今晚石光宅江逗留〔同生、敬助〕

同廿日

同、朝傳吾来、塾生呼出相伴為致、是日帰〔加藤〕

同廿一日

同

同廿二日

同、縁家正月客、おひさ出府

同廿三日

同、小太郎出府、謙太同道、止宿〔謙村弟〕〔高山〕

同廿四日

同、北野案内二付、小太郎も参ル、平山源作出府〔隆右衛門〕〔謙村弟〕

同廿五日

同、當月無郊外、小太郎帰郷〔謙村弟〕

同廿六日

同

同廿七日

今日男子出生、産穢引入相達、信十郎召連菊池御佛事二罷越、今日大津在之様罷越、紫藤格次江止宿、おひさ同道、政吉召連〔謙村乙〕

同廿八日

菊池江罷越

出勤

同四日

同廿九日

同五日

御法事

同

同卅日

同六日

在旧里

同

〔嘉永六年〕
同二月朔日

同七日

在旧里

同、
夕方市立

同二日

同

同八日

在旧里

同九日

同三日

同、
〔玄應〕
町野明日御供立二付、今晚罷越

帰宅、引入之日数、今日迄七日

同十日

御発駕、杭場罷出、天氣清和

同十一日

出勤

同十二日

同

同十三日

同、高橋方年杯〔常例也〕 ○大槻彈藏方被見、御用之趣ニ付罷越

候由被申置候ニ付、今夜右宅江罷越候處、喜連川左馬頭〔喜連川藩主、殿氏〕

様〔熊本県立図書館蔵、佚々亭記〕 今御自記を以御國詩文御所望被遊、不及多篇不

見苦様被 進候 思召ニ付而、真太郎見込を以取集候様

被 仰付置との儀ニ付、御自記拝借仕、右御請仕候

同十四日

出勤、下人宿行仕候ニ付、御寺江詣不得、喜連川公詩文

之事御内意之趣、教授局同僚江吹聴ニ及置候

同十五日

暇

同十六日

出勤

同十七日

同、大槻・澤村暇乞、右兩人御跡立〔彈藏〕

同十八日

同、昨十七日助教を助ケ兩教家塾生致世話候様被 仰付

旨、学校方御奉行中今御達ニ相成、今日右ニ付於山崎近

藤英助江御借添上屋敷貳百拾六坪之内、割方を以貳百坪

余并家塾共御借被置、今迄被下置候外坪井之家屋敷ハ被

召上、相當之家代被渡下旨之条奉得其意、今迄之家屋

敷ハ上目録相達候様、支配頭佐田殿〔吉正門〕・真野殿〔源之助〕・小山殿〔門啓〕

分御達ニ相成候間、夫々御請相達候事

出勤

十九日

廿二日

講堂詩会如例 ○昨日来山崎江引越内情難之趣、同役中

同

江及内意候

廿三日

廿日

同

朝飯後、近藤市之允〔元時曾願教授美助子〕江罷越、屋敷之御達及吹聴、且右屋

敷見繕候處、坪数縮居候様相見、さつと内檢仕候處、横

廿四日

幅一間餘不足ニ及候ニ付、大畧住居之圖取等いたし、収

同

り兼候趣同役江申聞置、尚又今夕水津ヲ頼同道致シ、縦

廿五日

横及内檢候處、御帳面前式百拾六坪有間ニ而八百七拾三

一日亭詩文會、雨

坪計ニ相成、右之内〔美助〕近藤屋敷添一間通りも御割後ニ相

廿六日

成候へハ、御達前式百坪餘之内四拾壹坪計及不足候ニ付、

同

右之坪数を以塾引直シ、住居付等切圖ヲ以仕立、如何様

同

ニも藏り兼候趣、翌日同役江申出候

同

廿一日

廿七日

同

二日
平常

廿八日

同、説經、當點

三日
〔太郎右衛門〕
佳節、大城方より案内有之候得共、相斷

廿九日

同、夕番

四日
平常

晦日

同

五日

〔嘉永六年〕
三月朔

下人政吉儀、去ル十二日今日数十日之約束ニ而致下宿、
罷歸不申候ニ付、筆道具等見繕候處、全參り不申様子ニ
相見候、尤鳥目拾奴・大包一ツ借り参候間、右之様子永
野敬四郎江噂仕、加不閔、先会所会人迄紙面遣候事

詩会片山受持 ○山崎江引越難洪之儀ハ教授局分内達有
之、尤之由ニ被聞取候様子ニ付、外ニ如何様卒仕、塾ハ
引受申候様との事ニ候、然處根元彼方江引越被仰付候も、
塾有之候故、坪数も無相違との事ニ而可有御坐候間、屋
敷右之次第二候へハ、外ニ御僉議も可被有御坐候、且塾
生之儀當時之處格別相増候と申ニ而も無御坐、右躰大ナ
ル寮引添申候而ハ世話も届不申、其上利病も生し安キも
のニ付、旁以土墓分御断申上度趣同役中江及内話、其趣

〔奥氏傳〕

築瀬〔奥氏傳〕の教授局へ咄入申候處、とても引取ハ致可申哉二相成、當時轉宅仕候とは迄之屋敷ニ御仕法を以御引移ニ相

ハ、雇柄支不申候段申向候、石井甚右衛門〔奥氏傳〕ハ嚙ニ付、右之者暇差出

成候ハ、於手許便不便之境問合ニ相成候ニ付、急ニ轉宅

九日

之心當ハ無御坐、引添候方便利之趣申達候ニ付、松原傳〔奥氏傳〕

同日

右衛門地子并石本某出府所之内御取扱を以御借添ニ相成

同日

候ハ、都合如何可有之哉之儀、猶問合有之候間、大畧

十日

繪圖とも見込を以相調申候、依而今日ハ詩会ニハ參不申

同日

候

同日

六日

十一日

平常之通

同日

七日

十二日

同

同日

八日

十三日

同、追記、是比迄菅尾会所返事參不申候ニ付、人置所江〔同紙〕

同日

懸合、跡抱人之儀及相談候處、右之者現柄差置不申候へ

十四日

御寺参拝

十五日

同、休

十六日

同

十七日

同、文會、片山宅
〔喜三郎〕

十八日

同

十九日

同

廿日

同、今日〔鐸村弟〕小太郎・德太郎御近国〔鐸村弟〕江旅行

廿一日

同、是比菅尾手永下山村之者出、政吉八借後之鳥目・包持参、右之者病氣之由二付、暇差出候段申聞

廿二日

同

〔廿三日〕

廿四日

同

廿五日

同、法念寺詩文會

廿六日

同

申遣、尤人置所ふも一封仕出候事

二日

廿七日

同

平常

三日

廿八日

同

同

四日

廿九日

同

同

五日

自宅詩会

四月朔日

(嘉永六年)

六日

同

南關手永大田黒村龜助先抱之者、雇柄二而抱申度候處、
印鑑差出置候得共、父子一紙之印鑑二而、親増右衛門有
付之節、龜助分ハ消候而不用二相成候二付、今一應取参
候様申聞二付、親増右衛門江申聞、木下初太郎江手紙を

(南關惣庄原、韓村必葉親)

七日

同

八日

(後九日也)

同、南關より印鑑参候

九日

同、口中腫物ニ付、不快引入

十日

詩会、宅受持 ○下人龜助・親増右衛門一同、印鑑為持

差出候處、手札受取参り、明日尚出候様申来 ○

福島龜之允(河原千永惣住持)江草稿紙等仕出ス

十一日

並

十二日

同

十三日

同、講釈、當點

十四日

同、

其元儀助教を助、兩教家塾生之儀致世話候様被 仰付、

付而ハ於山崎(元時曾船教授)近藤英助上屋敷之内、割方を以御借被置、

是迄被下置候外坪井家屋敷者被 召上旨及達置候通候處、

猶僉議之筋有之、其通ニハ不被 仰付、矢張外坪井之屋

敷を今迄之通被下置候、尤右屋敷ハ家塾建方之品(地力)地無

之様子ニ付、於同所松原傳右衛門(字懸茂)江御借被置候地子屋敷

三拾五坪、致病死候石本三助拝借之地子屋敷之内拾六坪

程被 召上、都合五拾壹坪程當分御借添被置、右英助添

屋敷内ニ被建置候家塾を引直被 仰付候条、可被得其意

候、以上

四月十四日

佐田吉左衛門^(奉行)

真野源之助^(奉行)

小山門喜^(奉行)

木下真太郎殿

猶々、本文屋敷引渡日限ハ追而可申達候、且又家塾引直候場所ハ其元承合候様、尤右塾前通リ下屋之内一二間并後口通リ押込等無之ケ所押通し、三尺位之窓出来いたし、同後口通リ隣境ハさつと竹塀出来之儀をも御作事所^江及達候、以上

右御請當番小山門喜殿^(奉行)江申達、早川方^(十郎兵衛)江立寄、至夜分

○今日成田梶郎、小物成御銀所物書ニ被 召仕候^(兩生)

四月十五日

御家老衆回り、高橋方^(張四郎)江塾生不殘成田祝樽^(梶郎)

同十六日

同十七日

文会、宅ニ而相勤ル

同十八日

同役申談、寄セ暇日を以、今日今日数六日菊池^江罷越、^(釋行)信十郎召連、田島通リ本村在宅、山羽次左衛門^江吊儀ニ立寄、西寺之様罷過、暮候而旧里二着、小太郎^(釋村忠)・德太郎^(門生、河原手水徳正屋亀之允彦)・福嶋大太郎同道、筑後・筑前・豊後・豊前打廻り、先月廿日夕發足、今日帰着、對面

同十九日

朝御墓掃除、今日 母上御一周忌法事相営

同廿日

在旧里

同廿一日

高野瀬^江吊儀、中町筋打回り、福島ヲ尋ル、水畔ニ筑紫^(龜允)春登列、手前并小太郎^(釋村忠)江酒ヲ馳走スルノ企アリ、福島^(龜允)・

高木同道、河邊見螢火〔唐之助〕

同廿二日

高山謙太至、終日在新宅

同廿三日

歸府、信兒〔長十郎〕ハ滞在、暮前帰着 ○大城太郎右衛門奥方死

去

同廿四日

出勤 ○大城方葬式、養徳寺〔太郎右衛門〕

同廿五日

郊外詩文会、於高麗門妙永寺相催、帰路山崎〔実助〕近藤方江懸合、公塾見繕、略図相認 ○去ル廿二日井上久之允母死〔河原主水惣庄親〕 〇福島龜之允至

同廿六日

夕番、高橋十之允至 ○中島三郎平・西徳五郎今〔従兄弟〕 小堀次郎助江官札入之一印封、此間於菊池徳五郎〔西〕今受取、今日松田五左衛門方江相渡置候、尤當人留守剃髪之老女應對、直ニ右之趣申聞相渡置候 ○〔狩野喜角之配士席浪人門生之通文〕 狩野俊助至

同廿七日

常之通

同廿八日

出勤〔講釈〕 後早引仕、御借添之地子松原江懸合、塾床等之縄張いたし、夕方山口翁〔〔九郎〕〕・柏木申請見分ニ入候、尤私塾東手江引直し、本塾突寄候へハ、石本出府所拾五・六坪二〔三助〕ハ及申間敷敷と見込候ニ付、右之通見積相願候得共、何分御達通ニ無御坐而ハ被行申間敷見込ニ有之候事〔時曾調停〕 一、井口呈助宅打寄、當人御役付初而之集宅

四月廿九日

平常之通

右御請書面、一同佐田氏〔吉左衛門〕江出候事

同卅日

五月二日
平生之通

同上

三日

五月朔日

〔嘉永六年〕
深水宗信・中山九右衛門を尋、中山宅ニ而夕方ニ相成、

中山佐一右衛門病氣見舞、暮方罷歸候處、左之通

其元〔江〕於外坪井御借添之屋敷引渡として、明後三日四ツ

半時分、屋敷方御役人等被差出候条、立會可有受取候、

尤雨天ニ候へハ晴次第被指出筈ニ候、以上

五月朔日

〔奉行〕
佐田吉左衛門

〔奉行〕
真野源之助

〔奉行〕
小山門喜

木下真太郎殿

並之通 ○長崎書生之事ニ付横井平四郎罷越、頼を受候
〔小施〕

四日

昼近相成、御目附付御横目耆人・屋敷方御役人伊津野
某・物書小嶋某・検尺取荒仕子耆人罷越、〔佐右衛門〕松原地子ハ
貞之允立合受取、石本屋敷ハ同人親類吉田某立合割渡、〔三助〕
何レも御役人々受取候事、相濟候而酒とも出候ニ付隙取、
八ツ過ニ相成候故、今日ハ出勤不仕候事

五日

佳節、児鉄三郎甲祝之印ニ敷ノ内・北野相招候事
〔陣付〕
〔高橋源四郎七〕〔佐右衛門〕

六日

文会、並之通

五月十二日

同

七日

並

同十三日

同、(神村七)信十郎・(徳本)恒太郎同道二而帰府

八日

同

同十四日

同

九日

同

同十五日

休日

十日

同、(権内)加々山宅詩会、少年生引付二而引取

同十六日

(細川繁順)若殿様御着、杭場御目見例之通、天氣宜敷有之候、相

十一日

同

濟候上、御家老衆廻り有之候事 ○(鹽崎中村加善基の兄)上村彦次郎御供下
仕候二付、今晚罷越

同十七日

加々山宅文会^{〔推内〕}

同

同十八日

同廿四日

同

同

同十九日

同廿五日

同、詩会、例之通

同、法念寺郊外詩文会

同廿日

同廿六日

同

同、今日夕三日、於御花畑御禮、初日御物頭列迄 ○講

同廿一日

堂ハ止不申候

同

同廿七日

同、今日御禮、御知行取迄

同廿二日

同

同廿八日

同廿三日

朝五ツ半時揃、御中小姓以下 ○長上下之節ハ必足袋ヲ
用可申事、不然ハ汗付候而甚難渋仕候事 ○夕方、加々^{〔推内〕}

山宅集會

右、例年之通、半紙封印自筆之事

同廿九日

二日

同

出勤、御奉公附、井口呈助政府（時習館訓導）江持參

（嘉永六年）
六月朔日

三日

御奉公覺

私儀時習館訓導被 仰付置、去子六月朔今當丑五月廿九

同、八ツ後、御作事御役人益田内藏次・御大工棟梁水足元吉罷越、御借添之地面見分いたし、作事役間立方等之事申談

日迄日勤仕候内、忌中ニ而十日、産穢ニ而七日、病中ニ而九日、都合日数二十六日不参仕候

四日

一、助教を助、両教家塾生之儀致世話候様、當二月十七

同

日被 仰付候

一、當年四拾九歳罷成申候

五日

右之通御座候、以上

嘉永六年丑六月

木下真太郎 印判

（左前門）（原之助）（門啓）
佐田・真野・小山 三頭當り

出勤、詩会之様罷越筈之處、栃原五郎助存生之内、御次本歴史綱鑑・東海道名所圖繪（會）拝借仕、其後完上之印相見不申段、先年分追々助之進江懸合来、名所圖繪（會）ハ昨年教授局ニ紛込居を見出、夫々完上相濟、綱鑑ハ其俣候處、

今度御次(通)分申来候ニ付、助之助(通)分右之趣ニ付善本見當次第價上申度段、書付を以相達候、右之義ニ付講堂江罷立、詩会江ハ不相越候

一、洪谷官次、昨夜四ツ半比(門生)分發熱、今朝愈甚敷、岡松駿甫江療治相頼、全疫邪強症、胸脇痛ミ候事

六日

塾地繩張仕候ニ付居合くれ候様、御作事御役人益田内蔵次分申越ニ付、其段同役江申遣、出勤不仕候、官次病勢愈盛ニ相成、塾中人多過候付、四五人婦省為致、其残十三人ニ而看病仕、申談等仕候、松原惟一會診、今日中病勢愈進候 ○水足元吉繩張ニ參候ニ付立會、石本三助出府所之内、小屋地借地之申談いたし度、明日福島大太郎婦省仕候付、石本和次郎江為懸合候筈 ○四ツ半過分飛脚老人、肥前領續命寺村迄被差立、二十一里

七日

官次胸痛、少シ甘キ候様有之候 ○今日痛所ニ而引入前之宿主也、此節ハ未夕宿屋付いたし居不申ニ付、右之通取計候 ○右田喜十郎家内病氣、奥山静叔ヲ世話いたし、今夜半分參候趣知ニ来候間、喜十郎旅宿藤屋和作江右之趣申遣 ○中山佐一郎容舁指重ク候由ニ知セ来候間、家内為見舞罷越 ○官次宿元(淡谷)分人立、姉死、老母衰病ニ付、帰国仕候様申来、使之者、此方之飛脚と途中行違申候、右使今夜半、手紙を与へ返ス、官次胸腹痛、夜分ニ懸ケ難汎仕候

八日

夕番、旅生之儀、表向之手数洩居候ニ付、此節一同相達、左之通

笠屋和作	肥前多久長門家来	深江謙藏
妙解寺	太宰府延寿王院内	洲上祐之
塩物屋儀右衛門	肥前鍋島主水家来	洪谷官次
松屋小右衛門	右同鍋島内記家来	早田栄橘

笠屋和作 相良壹岐守様御家中 加藤安太郎

紅屋武兵衛 長崎医師山岡良平悱 山岡輔太郎

湊屋次左衛門 松浦壹岐守様御家中 佐々謙三郎

官次〔漢名〕夕方ヨリ少々甘キ候様有之 ○石本和次郎出府所借

地之儀、大太郎、富田喜作〔福島〕江申談、於其身存寄無之条、

小屋取立ニ相成様、外々江ハ咄合可申趣、魚住出方ニ成

候ハ、此方ヨリ右之趣申聞候様申聞候段、大太郎〔福島〕今昨

日申越候、今日塾地引相濟

九日

五ツ過ヨリ官次〔漢名〕痛復發、親類兩人・母・樸共ニ四人、四

ツ比着、病人暮ニ懸ケ殊之外難渋いたす、任望奥山静叔〔漢〕

江療治相頼、松原存寄無之、夜ニ入痛氣少衰 ○塾地之

北出府所〔墨力〕□地ニ弑間之三間之小屋出来、水足〔イマ〕元助 本繩

張いたし候ニ付立會

十日

病人様子、昨宵ニ不相替甘キ居候、今日塾地物騒敷候

ニ付、坐敷之様移シ、家内ハ町野方江暫罷越 ○塾地々〔多茂〕

突半相濟、人夫三拾計 ○佐久間角助・加々山権内・〔目付〕

木原楯太・富岡三郎左衛門、明日御用 ○石本和次郎出〔番方也〕

府、明日御用、對面仕候而御作事小屋借等之事及挨拶

十一日

病生同状 ○佐村又之允、此日内分通町之様引越候ニ〔漢名官次〕

付、跡空宅ヲ借、家内ヲ差置候、豊ハ町野ト塾中之不用〔多茂〕

品ヲ借ル ○塾地々突止

十二日

病生同状 ○地突今日迄ニ相濟 ○佐村宅ハ今日ヨリ〔漢名官次〕

ハ借不申候

十三日

依申談朝出會議、講後御使番懸合之末咄合、教局ヨリ

○病生段々甘キ候様有之〔漢名官次〕

十四日
祇園御祭禮

十五日

休日

十六日

病生〔渋谷宮次〕漸々快相成、親類之者兩人引取候、尤此日ヨリ前也
○去ル八日立之早打飛脚、今夕到着、去ル三日相州浦賀表江異國船四艘ワカメ、内二艘ハ火輪船、ニツハ軍船、各長三十間内外、通商願之趣ニ而、容易ニ海門ヲ乗込、一艘ハ神奈河沖迄乗廻、猶又浦賀近邊江引戻候由ニ付、上ニハ白金江被遊 御出、御下知次第御人数被差出候様との御下知御坐候由

十七日

今日尚又飛脚着、去ル九日立也、此方様・越前様・〔細川斉徳〕阿波様・長州様・柳川様・酒井様等御防衛被 仰蒙、〔松平康永〕

〔細川斉徳〕此方様ハ本牧と申場所被遊 御持、御先二二番手
有吉清九郎・都築四郎・志水新丞・御鉄砲ハ既ニ出張い
たし、此上内海乗入候節ハ 御出馬可被遊との御奉書御
到来之由申来候由ニ付、先御側備被差立候由取沙汰
片山不快ニ付、加々山代文會受持
〔宮三郎〕
〔箱内〕

十八日

今日夜二入、尚又御飛脚着之由、尤去ル八日立一同也、
別条不承 ○御小姓組二十人・歩御小姓二十人・御中小
姓組脇等、今日急速出立被 仰付、大城太郎右衛門、
今八ツ過出立、養子多十郎付添、吉田潤之助方も出立之
由 ○荻角兵衛・財津儀之助門中、鉄砲手引廻被 仰付、
急速出立之段、為知来ル ○近日病生〔渋谷宮次〕漸々快候、宿元
祖母一昨日相果候趣到来ニ付、母明朝分右之者同道、引
取候筈

十九日

○五・六日来東風吹詰居候處、今日初而穏ニ相成候、尤

雨ハ一切無之、暑氣甚敷有之候 ○今朝官次母出立、今夕方、官次僕熱病と相見へ、急ニ難渋いたし候ニ付、宿屋へ遣置、夜分駕人足雇立、國元之様送り遣ス、八百屋一兵衛世話也 ○此日御借添地松原境之方ニ付咄合候様有之、父子立會ニて縄張いたし、其縄を以御作事江引渡、堀拵ニ相成候

口上之覚

今度私方江御引直被仰付候公塾、押込無之、荷物書籍等差置候便利無御坐ニ付、左右拾三間分三尺之棚并八間半分一尺之棚出来相成候様奉願候、此段宜敷被成御達可被下候、以上

六月

昨十八日此通相達置候

廿日

並之通夕番、荻角兵衛・財津方砲術手拾門引廻、急速出立被仰付候ニ付、七ツ分罷越、暇乞 ○御作事方御役人以下、塾中ニ而酒を振舞

御横目池邊半左衛門・御役人益田内蔵次・横田只八・

棟梁水足元吉・御左官小森新八・御瓦葺中嶋熊吉・御手子式人・茶番一人

右夕方塾中ニ而酒出し候

大工下棟梁共八人、日雇拾六人計

右新塾板張之上ニ而右同

廿一日

並之通 ○去ル九日アメリカ人差出候箱御返しニ相成、於長崎御返答相傳候様と歟、長崎分差出候様と歟申事ニ也、浦賀表引拂被 仰出候處、三日此地逗留仕段申出、神奈河之様取入候趣、同十一日之雇今日着之由、金川之墓ニ据り海陸ヲ取切候手段ニ而ハ無之哉、十二日比ハ上ニも御出馬被遊候哉と難奉計候事 ○中村嘉一郎・安田源之允、砲術手ニて急速立、暇乞

廿二日

病生次第二快復ス ○出勤、並之通、塾壁地塗等取懸り、窓之切組等出来

廿三日

○去ル十三日之早雇着、浦賀表^江参着之異国船退帆仕候由、右二付本牧御防衛之御人数引取候様被 仰付、右御人数被差出候二付、西丸御普請御用被為蒙 台命候處、此度被遊 御免旨御觸 ○病生^{〔谷官次〕}一類之者、猶罷越來候、廿五・六日比迎之人差越候趣病生存念二而、今晚高橋迄罷越度申出二付、岡松二相談仕候處、格別障り候見込も無之候二付、高橋迄駕ヲ雇ひ、夜五ツ過夕親類差添罷越候 ○說經、点前

廿四日

並之通 ○小太郎・謙太^{〔高田〕}同道二而出候

廿五日

當月郊外詩文会之儀、片山病中、手元御作事等二而無人二付延会

廿六日

小太郎引取^{〔辨村等〕}

廿七日

並之通

廿八日

說經、當点 ○塾中途棚付、塀圍出来 ○洪谷官次親類何ノ内藏介今日着、官次儀廿五日夜宿元^{〔洪谷〕}江無異儀着仕、次第二快復、安心仕候由、為挨拶罷越、手前二晒一反・菓子箱一、下女共迄手拭、塾中ニ肴代等、手厚差送り来候

廿九日

夕番 ○先妻高橋氏七回忌、来月二日ニ相當り候二付、今日配り物^{〔先妻〕} 高橋弥四郎・水津熊太郎・町野玄肅留守・水足七郎助・北野隆右衛門・三池七郎右衛門・益田市之允・加来元恭^{〔先妻〕}

晦

平常 ○明日法事いたしニ付、案内とも申越 ○夜

木下初太郎・小林英左衛門至、早田栄橋父至

七月

朔日

昼前二丸京町方角内坪共ニ暑氣見舞 ○ハツ後法事、案

内客、高橋夫婦・弥平夫婦子供・成田・水津熊太郎・

北野家内共ニ ○寺ニ拾匁ニ米貳升・線香料壺匁納ル

也、今朝信十郎召連、墓参いたサス

二日

並、夜深江謙藏離杯

三日

深江謙藏大婦、早田栄橘・淵上祐之婦省、

若殿様講堂江被為 入候、井口呈助例講

四日

並、新塾御作事成就ニ付、今日為見分、魚住衛門太・

緒方夫右衛門・根取瀬上甚兵衛・今外一人、ハツ後宅中

江罷越、見分相濟候上、直ニ引渡ニ相成候

一、塾地 東口三間貳尺、南拾間五尺、北拾間四尺、

坪ニシテ三拾五坪、元貴田權内分松原傳右衛門讓受

ニ相成居分、右之外石本三助出府所之内拾六坪、先

日御割渡ニ相成候分、合而五拾壹坪也

尤右間數ハ其節御役人ヨリ申聞候ニハ無之、跡以

松原貞之允分引切書遣候

一、塾 東西棟七間半ニ三間分壹間之下屋、四間半分半

間之下屋付、内土間三坪、畳數三拾枚、大棚左右拾

三間、小棚八間半、右棚ハ此節依願新規御出来、其

外ハ已前之通、尤中仕切一ヶ所此節省キ

一、湯殿・雪隠 已前之通ニ候

一、今度御作事出役之面々 御役人益田内藏次・棟梁水

足元吉主二成、御横目池邊半左衛門・栗根元太郎・

赤星九郎助・人仕小嶋傳吾・佐村太郎左衛門・御役

人横田只八・御左官小森新八・御瓦葺中嶋熊吉

一、小野元美(門生)自古賀宗楨家来扱、夜古賀大英来ル ○高

橋・斎藤、謙次方一件之咄合有之、小野同席

五日

當月詩文会請持二候處、内輪差支候二付、加々山(推)江頼ミ

六日

並 ○塾中朝講、夜會始、生員櫛原助之進・山岡輔太郎・加藤安太郎・小野元美・石光敬助まで也

七日

佳節 ○石光敬助・加藤安太郎・山岡輔太郎・櫛原助之

進・辰次郎・坂本淳藏・信十郎相具シ、曉天ヨリ鯨會

所江罷越、大聖寺御普請小屋迄舟ニて罷越、

三村傳之助案内也、河尻之様立回り、夜四ツ半過

帰着

八日

夕番

九日

並、久振雨、作藤之房賛古城月題咏并書、賛為稲津氏、
題為高田十之進(香方)

十日

並、加々山宅詩会、山崎方角残暑見舞

十一日

並、高橋・北野御用(佐助)

十二日

並

十三日

操出、点代井口(佐助)、夕番頼合、八ツ過ヨリ菊池江罷越、墓

参

十四日

在旧里

十五日

桑満先生同道、松囃子回り、城野宅〔松二次〕江夜分二懸罷越〔柏題〕

十六日

歸府、一日暇日

十七日

片山請持之文會〔喜三郎〕江罷越

十八日

並 ○仙助ヲ雇、北隅之梅ヲ切、新塾地形等手入、塾生諸道具一切新塾之様持直ス、人数、敬助〔五光〕・謙三郎〔泰徳〕・安太郎・長助〔小哲〕・元美〔山岡〕・輔太郎迄也

十九日

並 ○仙助ニ古塾下屋取崩サス

廿日

並、二三日前之事ナルベシ、長崎沖ニ白帆相見へ、琉黄島近ク乗寄、高銓江寄候様子ニ付、譯人乗付見受候趣、魯西亜船ニて都合四艘、一艘ハ長七十間余、其次三十間内外、残二艘ハ遙ニ小ク有之由、今朝注進有之候ニ付、長崎御留守居佐分利十右衛門、早速出立ニ相成候○相州浦賀江参候船御引取セシ末ハ琉球江引戻し、同所ニハ本国提督之船参り居候由、且イキリも一艘同所ニ此節参候由、左候へハ全ク足たまりニ仕課候ものと相見候○浦賀江参候異船願書之趣、遠山三右衛門〔御前孫侍〕分申来 ○是水津熊太郎母一周忌茶吞ニ呼申候間、夕方分参る ○是日上村彦次郎〔鑑崎 中村加善基の兄〕分孟子字義疏證ヲ借ル ○徳太郎〔門生、大津講役人役後兵衛也〕・大矢野角次出府〔奉行所根取〕

廿一日

當番 ○小足村作兵衛三人出、家直之手配致サス、萬九郎・仙助手傳也、此日長屋立繼分并雪隠等取除ケ、古寮之下屋并塾繼合之所取除ケ
〔家老〕
溝口藏人殿書至、差急キ申聞居候事有之由ニ付、夕方參ル、機密ニテ認物被申談候

廿二日

並、古寮長屋ニ取り付塾歩セ、東塀並ニ付ル

廿三日

夕番、塾直シ、石すへ等仕直シ、今日迄相濟、作兵衛共家直し之仕法至極便利ニテ、二屋ニテ人十五、工入目五拾目位也 ○藏人殿〔溝口〕江夕方參り、認物差出ス

廿四日

當番 ○塾屋根替

廿五日

法念寺詩文会 ○篠原〔門生云之助力〕養方江立寄 ○夜藏人殿書至
廿六日
夕番 ○朝出前溝口殿參候様との事ニ付罷越、夕方尚以書中申進ル、冊添

廿七日

並

廿八日

夕番、片山代勤〔家三郎〕

廿九日

並、是月小尽

〔嘉永六年〕
八月朔

夕小雨、終日在家、塾取繕、壁下塗出来、塀出来

二日

風、並

三日

風、夕番、〔喜一郎〕片山代勤 ○安井・〔息軒〕塩谷・〔有隣〕田代・〔三行備門〕遠山江昏面
仕出、上村〔家次郎〕江頼

四日

晴、並、御飛脚仕出、〔熊太郎〕水津江頼ム ○玄關前垣出来

五日

詩會受持 ○小者手水所等出来
公方〔第十二代將軍徳川家慶〕様先月廿二日薨御二付、御國中穩便二相心得、日数十日過候へハ繕作事之儀物穩二取繕候様、今日御觸

六日

御穩便二付、十日之間館榭罷候間、出勤不仕、塾生試七

人 ○村上久太郎至、〔天守方支配頭〕元田傳之丞至

七日

在宿、試生徒六人 ○〔藩村後族の兄弟〕吉村庄太郎至 ○〔藩村後弟、城野弥三次也〕右田喜十郎妻
昨六日死去仕候段為知

八日

右同 ○〔奉行所根取〕水津熊太郎カラシア紀聞借覽、西洋聞見録遣
ス

九日

右同 ○〔山鹿義康字傳〕昼後宮部鼎象ヲ訪、不在、〔時習館司談世話役カ〕大塚七右衛門ヲ訪、〔彦次郎〕上村ト寺尾とあり、棋ス

十日

右同、日雇共三人参り、内分ニて壁中塗土拵 ○〔臥龍藩士田津實〕田中龍藏・〔臥龍藩士〕平島亮平書至、作報

十一日

〔彈村後妻の父〕

吉村喜兵衛妻昨十日暮六比〔多茂〕病発、同夜四ツ比死去仕

候段知ら来候ニ付、家内・鉄三郎召連、昼前〔多茂〕罷越、今

日雨天、家内ハ直ニ高野瀬〔練力〕之□遣シ、自身ハ村田・赤

星通り旧家江帰着

十二日

〔伯祖〕

桑満翁ヲ訪、先生此間痢疾、今日ハ起而作レ字られ候、

吉村宅江罷越、七ツ過葬式於妙蓮寺相宮、雨天也、畢而

吉村江罷越、引取懸ケ阿〔第三回〕大順・筑紫一馬ヲ訪、城野・

右田ヲ訪、右田家内之吊儀申也

十三日

〔德水〕

昨日礼八病発申来居候間、今日ハ下御築〔德水〕今西寺之様罷越、

礼八昨夜半ヨリ快相見へ候、七ツ後引取

十四日

〔同生〕

昼比〔同生〕打立帰府、右田大四郎同道、途中ニ而生駒新太

郎・磯田多喜次ニ逢同道、暮比着、今日迄ニ繕作事明キ

十五日

留守中用事 ○稲津角之允〔久兵衛の子〕ヨリ飮肥人頼之画讀申来居、

先達而之讀之礼とて魚送り来候由、家中ニハ乳母ニ小児

二人と□□迄〔彈村子〕ニて信十郎敷ノ内ヨリ見締候 ○蒲池太郎

八・古庄八太至 ○内藤壮死去為知 ○在宿、當年御祭

礼被差延

十六日

出勤 ○日雇共参り、古塾取締中塗

十七日

来ル廿四五日比より 若殿様文武可被遊 御覽旨ニ付、

急ニ申談之筋有之、惣早出したし候ニ付、今日文会相休

○塾中塗相仕舞

十八日

並之通 ○宅中水道溝石等手入、新塾石場御作事ニ相成
居を石一枚半丈ケ廣め、水道立テ

十九日

並之通 ○家内菊池ヨリ帰ル、(多茂)信十郎戻り、馬ニ乗菊池
江参ル

八月廿日

並之通 ○日雇参ル、垣回り手入

同廿一日

並

同廿二日

並、御覽廿五日分被 仰出旨御達ニ付、出席之諸生知
セに手配

同廿三日

並、講釈、當点

同廿四日

並、明日文科御覽ニ付、諸事手配

廿五日

早朝文科出席之塾生、(格次)大矢野・(助之進)栃原・(熊彦)小山召連、御花畑
江罷出、五ツ比

御題出ル、師直為壯説、(加藤清正の家臣)加藤安政漢南兵ヲ破ル条譯文、
惣人数三拾四人、説経之儀ハ大塚七右衛門・(前留頭初世系役之)上田忠左衛
門・(忠左衛門)真野豊彦三人、七ツ比濟、夜上田江中津海同道、
棋ヲ圍ム

棋ヲ圍ム

廿六日

並

廿七日

並

同二日

廿八日

同三日

早天詩科出席之書生拾餘人召連、御殿江罷出、五ツ比御
題出ル、農家秋、紅樓賞月、惣人数五拾八人、七ツ比相
濟、築瀬・大塚〔興成卿〕・私宅〔七郎右衛門〕江參る、圍棋 ○追記、説経平川
貞四郎・合志龜之助・宮川勝左衛門〔八代藏尉辰之左衛門〕

射術御覽

同四日

廿九日

當月詩文会も引續受持 ○射術御覽

並

同五日

晦日

射術御覽

同六日

並、あメリカ書簡写、江戸〔玄庵〕の町野差越

七日

射術今日迄續キ、明日文藝被 仰出置候

九月朔日〔嘉永六年〕

御覽第三日目、築瀬〔興成卿〕・加々山〔權内〕・井口〔皇助〕出勤、片山〔宮三郎〕・手前非

八日

番

御異例二付、御覽御延引、出勤直二引取

九日

文藝御覽、早朝出勤、諸生三人（四日）
鎌田助郎・澤村尉助・笠格兵衛

十三日

前日小太郎出府、高（宮方）・衛藤同道也、亦墓参也

十日

文藝御覽、出前二候得共、加々山江頼ミ、郊外二罷出候（五日）

十四日

妙解寺参拜、直二出勤
○小太郎帰ル、徳太郎同様（彈村方）

西洋流五十ポント之大砲御鑄立ニ相成、於羣原打方有之候二付、門生加藤・福島等五・六人召連、見物二罷越、（安太郎）（天太郎）

十五日

五十ポントハ三拾五貫目也、輕葉（八百）目込ニて五發有之、式

在宿

拾壹丁餘参候、右之外七貫目之貫目等之筒も打方有之、（勢郎）

打手ハ池部方也、日入候前後帰ル、篠原巳三郎も同道也（時習館學堂世話役）

十六日

○前夜徳太郎出府（彈村方）

並之通

十一日

十七日

於宅文会、志方司馬病死、今晚於禪定寺葬式（元時習館側衛部）

十二日

萬日山近藤先生墓ニ謁ス、明十三日先生一周忌辰也、（美助）

十八日

築瀬・井口同道（與兵衛）（良助）

講釋、當点、說孟子弁許行章、說畢、宮部鼎蔵孝心御賞
美知セ二付、為歛参ル（藤文公上卿）（時習館東名譽）

十九日

御祭禮今日ニ被仰付、子供朝随兵見物ニ罷越、在宿

廿日

並

廿一日

夜分星合雲八・片岡己角案内、片岡忠右衛門同様取持二

(台所根取力)

呼

廿二日

並、沼川敬内江船之儀咄合

廿三日

(古照野)
國友半右衛門自東歸候而朝之内至ル、

並、今日講釈操出シ、同役無之、世話役々取計候ニ付、
廿四日ニ至リ、左之通

口上之覚

私儀一昨日當番受持申候ニ付而ハ、昨廿三日講堂講釈之

節早出、同役点前等取しらべ、夫々手数付置可申筈ニ御
坐候處、其儀失念仕、昨朝迄も氣附不申處分、聴衆繰出
之刻限迄同役孰も罷出居不申候ニ付、講堂生之聴衆御使
番へ引付等之儀、講堂世話役々取計相濟候由ニ御坐候、
然處右手数等世話役々相助候者、同役手足不申差支候節
ニ限仕来候事ニ而、此節之儀ハ畢竟私儀屈兼候處分右之
通成行、不埒之次第奉恐入候、依之私身分何程ニ相心得
可申哉、此段奉伺候、以上

九月廿四日

木下真太郎

右ハ差扣等ニ不及、已来入念候様

廿四日

出勤、前記之通相達、夕方御様子等分り、則前記之通

右之儀ハ一躰身分伺ニ及候筋ニハ無御坐候得共、其節
(權内)
加々山分御使番へ内情申向候事有之候ニ付、右之通ニ相

成候事

廿五日

清水寺詩文會

出勤

同二日

廿六日

夕番

並

同三日

廿七日

並、番

並

同四日

廿八日

並

同五日

不快二付引入

廿九日

並

同六日

右同断、引入中喜連川公秩々亭記并詩清写
(喜連川藩主、櫻氏)

(嘉永六年)
十月朔日

在宿、学書

出勤

同七日

同八日

夕番

九日

出勤、塾生小山〔佐之助〕ニ兎狩ニ出候ニ付、引後大矢野同道罷越、
無獲

十日

並

十一日

並、塾生龍田山ニ狩し、雉子ヲ獲ル

十二日

並、夕方、山口翁〔仁九郎〕・柏木〔文右衛門〕・築瀬〔麒麟衛〕・加々山〔権内〕・片山〔喜三郎〕・井口招〔早助〕
キ、助教江塾入見分、塾生名前差進、大塚〔七右衛門〕も至ル、酒中
圍棋

十三日

於講堂惣教衆申渡有之、講堂獨看止、是日築瀬〔麒麟衛〕講釈、助
教之心得ニて罷出

十四日

御寺拜詣、出勤

十五日

小峯原〔舍人〕大木殿調練 御覽ニ付、為見習柏木〔文右衛門〕・築瀬〔麒麟衛〕・
大塚〔七右衛門〕・篠原同道、是日雨候得共、二操無異儀相濟候

十六日

並

十七日

片山宅詩會〔喜三郎〕

十八日

並

廿四日

並、夕方ヨリ菊池江罷越、浅田和門生三郎同道、夜二入着

十九日

同

廿五日

旧里祭礼 ○今日 御覽出前二候處、片山喜三郎江相頼、非番
にて候二付、暇日之数ニあらず

廿日

夕番

廿六日

在旧里、暇日

廿一日

並、来ル廿五日 御覽之御達

廿六日（同）

同、右同

廿二日

當番

廿七日

同、右同

廿三日

並

廿八日

在旧里、昼比（傳付七）今信十郎同道打立、暇日

廿九日

出勤、夕番 ○長崎表異国船、去ル廿三日無訳退帆いたし候由

卅日

並

十一月朔日
(嘉永六年)

在宅、荻角組脇、野々口金御郡代本役
(角兵衛)
(金左衛門)

二日

並、佐田真兵衛(安政元年相統二百五十五)、天野屋太郎(前原家日記、肥後文獻叢書第二卷)、右衛門由来書借り

三日

並、朝荻(角兵衛) 飲ニ参り、直ニ出勤

四日

並、八ッ過(惣清)中村庄右衛門方江皆々因招罷越、嫡子嘉一

郎御言賞且此節大筒手ニて江戸立仕候 ○塾生十四・五人、大津山ニ兎狩ニ罷越

五日

加々山宅詩会(雅内) ○若殿様今日(蒲川家頭)北目御出

六日

講堂文会、阿蘇大宮司入来、塾生帰来、獲一兎、於齋中矢開(雅治)

七日

並

八日

夕番、溝口殿(藏人)江草稿返シ、清写之儀申込置 ○龜藏(信十郎乳母鎌倉)向坂江遣ス

九日

並

在家、聖武記讀合七

十五日

十日

加々山宅詩会、坐督、
(推内)
□(五指)聖武記取寄市左衛門殿、
借用仕置候讀合

並

十六日

セ不致居候

十七日

十一日

(推内)
加々山宅文会

並

十八日

十二日

御覽、自分講釈点前二付、御殿江出不申候、今日ハ樂之上覽も有之候

並

十三日

十九日

講釈、當点

講堂詩会 ○引取懸片山宅江打寄候、其子細ハ去ル十三

十四日

日夜、宮川辰之允弟二而致出奔居候宮川五郎と申者、木
(八代城附)
山町裏二内住致居、同所二罷在候細川能登守様御家来
(細川)

並、闇敷候而御寺江参候事も成兼候

安東弁吾と申もの江酒坐之末及刃傷、弁吾ハ切俯られ、
(弁喜)

五郎^(宮川)ハ立退候を、弁五子^(五子)安東熊彦脇方^(五子)分聞付、罷歸り上

驅付、宮川^(五郎)を打留候、右様子在宅縁家之手筋^(五郎)分畧宮川^(江)

返路いたし候二付、五郎兄宮川勝左衛門、弟宮川權次郎、

十四日之夜罷越二付、其外親類・同姓・交友等追々二罷

越、安東宅^(江)仕懸打果可申、安東^(罷越)も用意仕居候を、安東

縁家角田弥十郎、安東^(住田)を腹切候候、^(罷越)牀二取計候心組と相

見、欺而後今二刀打疵を付候處、熊彦^(安東)乍抜合出亡いたし、

弥十郎并宮川列追懸候而見失ひ、其後手を分テ尋申候得

共、見當不申内、御奉行之内今宮川縁家^(江)申聞有之、

皆々引取申候得共、一旦取懸引取候儀、如何程二可有之

哉等之疑惑も有之哉、就而ハ柏木文右衛門^(増島謙孝)分御奉行之中

江咄合候筋も有之たる由二而、右宮川其外之當否如何と

申儀、於学校内議を定申度段、御奉行^(江)申向置候末二付、

其儀為嘶合二打寄申候

廿日

並、前記之通二付、今日引取後、^(文右衛門)柏木宅二打寄

廿一日

並、右同二付、今日私宅^(江)引取後打寄

廿二日

並、右同二付、右同様^(銀兵衛)築瀬宅^(江)打寄

廿三日

並、右同二付、右同様^(権内)加々山宅二打寄、右之通度々打寄

候而も異同有之候二付、先暫置置、吟味可仕との事二付、

如何二も引とり候

廿四日

並 ○去ル廿二日 御覽、内生田尻・上村、外生永田説

經、自分・^(銀兵衛)築瀬・^(喜三郎)片山、當番二付出勤いたし候

廿五日

法念寺にて詩文会

廿六日

並

廿七日

並、今日江戸分早打着、左之通

御名

西墨利加合衆國分差出候書翰之儀ニ付、夫々被致建議候趣、各遂熟覽集議、参考之上、達

御聴候處、諸説異同ハ有之候得共、詰り戦和之二字ニ帰宿いたし候、然處面々被致建議候通、當時近海を初防禦筋等御全備ニ不相成候ニ付、渠申立置候書翰之通、弥来年致渡来候共、御聞届之有無ハ不申聞、可成丈此方分ハ平穩ニ為取計可申候得共、彼分乱妨ニ及候儀有之間敷とも難申、其節ニ至リ不覚悟有之候而ハ、御國辱ニも相成候儀ニ付、防禦筋実用之御備精々心懸、面々忠憤を忍び、義勇を蓄へ、彼之動静を熟察いたし、萬一彼分兵端ヲ相開候ハ、一同奮発、毫髪も御國牀を不汚様、上下舉而心力を尽し、忠勤可相勵との

上意ニ候

御名

相模國御備場御用、井伊掃除頭・松平誠丸兩手ニ而相勤候處、内海御警衛被仰付候間、向後其方并松平大膳大夫兩手引受ニ被 仰付、安房上総國之方も松平内蔵頭・立花左近將監兩手引受被 仰付候間、得其意、諸事可被申合候、依之相模國之内、村々御預所可被仰付候間、政事向私領同様可被申付候、場所受取方其外之儀ハ、猶可被相伺候

右同

相模國御備場之儀、其方并松平大膳大夫兩手引受ニ被仰付候ニ付而ハ、持場割合等之儀ハ追而可相達候、防禦筋之儀ハ萬端御委任被成候間、見込之趣も有之候ハ、可被申立候、且又来寅年參勤、来々卯年御暇之割合ニ被仰付候

右同

相模國御備場御用被 仰付候ニ付而ハ、長崎御備場向心得方之儀ハ取調相伺候趣可被致候事

右之通、去ル十三日・十四日被為

蒙 仰候由二、今日相傳申候、且傳聞之趣左ニ記ス

相模國

村々御預

御名
(細川齊義)

松平大膳大夫様

安房國

村々御預

松平内藏頭様

立花左近將監様

本牧

松平因州様

羽根田大森邊

相模分引入

井伊掃除頭様

内海一ノ御墓場

同

松平誠丸様

同 二ノ御墓場

安房分引入

松平肥後守様

同 三ノ御墓場

右同

松平下総守様

右同

用途一萬金
被下

並

十二月朔
(嘉永六年)

柏木文右衛門御用座席御使番列ニ被 仰付、時習館助教

被 仰付、御足高百石被下置之、七ツ比分罷越、引取候

後、北野隆右衛門江罷越
(中進)

同二日
(三參相模頭)

並、長岡監物殿浦賀御防禦御用統率之任被 仰付候、

御直書被成下、昨夜拝見ニ相成候由

早打飛脚を以令申候、今度非常之蒙 命、相州浦賀江急

速二人數さし出筈之處、其任ニ可申付人躰、其方と存候、

遙々之出張、萬事苦心ニ候得共、國家榮辱之境難默止候

ニ付、乍大儀早々參着、其方惣帥相勤候様頼入候、巨細

八家老共分可申達也

十一月十八日 御 名

長岡監物殿

並、井呈月並寄合受持之處、先日分之會談決兼候ハ手前
(井口呈助)
一人ニ因候事ニ付、今日築瀬・片山、私宅江罷越れ、夜
(旗兵衛)
分迄咄合申候事
(宮三郎)

廿九日

別ニ御密書之写とて為見候者有之、左之通

御家老・御中老廻り

八月十四日・十月晦日両度之書面遂熟覽、被申越候条ハ尤之儀ニて、誠以忠節之至、感悦此事ニ候、然處此節相州之内蒙 仰候儀、実ニ思懸無之、其選ニ當り候儀ハ武門之榮と可申候處、何と申も國許数百里隔候而ハ萬事心ニ任セかたく候、於此所當惑至極ニ候、去とてハ即今御断をも申上候儀ハ、何分難相成、追而ハ良計も可有之哉、此節人数差出候外ハ無他事候、〔毛利慶親〕〔立花鑑寛〕長州・立花杯も同様ニて、甚以行當當惑之容牀ニ候、本書之答旁早々可被申候也

三日

並

九日

並

並

四日

並

十日

五日

〔喜三郎〕片山宅會、講堂より罷越 ○相州表被為蒙 仰候ニ付、

依例詩会休、〔長岡〕監物殿江為暇乞罷越、御家老衆時侯見舞
○夜分犬塚伊之助・〔高橋平太左衛門〕渡下才右衛門旅宿を尋ル

十一日

並、監物殿發足、上下百八拾人計

十二日

並

十三日

同 ○早出、年末調

十四日

同 ○三苦總左衛門依招、助教・同僚・世話役等罷越

十五日

在家

十六日

御覽被 仰出置候處、御延引、在家

十七日

右同断、在家、御鉄炮手立

十八日

早出、年末調 ○松山權兵衛組出立

江戸御達之趣

異國船若近海江渡来も候ハ、臨時警固并防禦等被 仰付候儀可有之候間、平常大炮等御用意被申付、參勤之面々其覚悟ニて、防禦等之仕方兼而心懸置可被申、併參勤之節、是迄今多人数召連候儀ハ無用ニ致し、江戸表有合之人数ニて被相心得候様、天保十三年被 仰出候處、既ニ當夏臨時御警衛被 仰付、當時内海之御備專^{虫指}御手當有之事ニ候間、江戸表之用意猶又手厚ニ可被相心得候、右ニ付而ハ領分より大砲・武器之類取寄、人数呼寄候儀も可為勝手次第候、乍然在所之手當も有之事ニ付、在府人数之程合等ハ銘々厚く勘弁いたし、成丈無益之雜人ハ相省き、実備第一ニ可被心懸候、尤參勤之節、従者之員数不可及繁多之旨 御代々御法令ニ被 仰出、每度

御暇之節も相達候儀ニ而、其上享保三年人数減少之儀被仰出、同六年在江戸人数之御定をも被 仰出候儀ニハ候得共、其節も召連不申 候^{本ノマ、而ノ誤歟} 間 難叶ものハ追々ニ差下、且萬一人數御用之節ハ領内より召寄候様被 仰出候儀ニて、今度江戸表非常之用意人数召寄候儀ハ、右之御趣意ニ候条、參勤之節供人数之儀ハ前々被 仰出候趣、厚く可被相心得候、右之趣万石以下之面々^上江可被達候

十一月

大船大砲之類、近來西洋諸國ニ而發明致し候、弁利之品も有之に付、船炮造製方等西洋法をも御用有之候事ニ候、元來砲術之儀ハ蛮國傳來之品ニ候處、追々研究致し、當時夫々流儀をも相立候得共、西洋新規之品ニ至候而ハ未タ相開ケさる故歟、箇銘・貫數・玉藥、其外之器械ニ至迄蛮語を其俣相用候類不少、打方調練等之節も蛮語之合圖を以進退懸引いたし、蛮夷之挙動ニ倣候類も有之哉ニ相聞候、此度西洋砲術習練之儀被 仰出も有之、追々塾達^塾之者も相増、世上廣く行ハるへき儀ニ付、此節より蛮語之分都而國語ニ譯し相唱、若難譯

儀ハ別段ニ唱呼相立、蛮夷之挙動ニ不押移様心懸、脩業可被致候、且又大船製造之儀ハ猶更新規之事ニハ候得共、是以唱方等其心得可有之候、畢竟彼方之利器要術を取、此方之武備ニ相用候事ニ付、船砲^{其之}外要用之器械、蛮製相用候儀ハ聊不苦事ニ候得共、萬一新奇を好、猥ニ蛮語を唱、夷風ニ倣候様成行候而ハ、御國威ニも抱り、不容易事ニ候条、心得違無之様可被致候、右之趣、向々江可被相觸候

十一月

一、木下徳太郎儀南關御茶屋建方御用懸相勤、出精仕候ニ付、作御紋御上下一具被 下置之

十二月十九日

早出、年末調

貴殿儀、拙者共を助、家塾生之儀御世話有之候様被 仰付置候ニ付、為御心付毎歲銀三枚充、学校御附錢之内を以被下置候、尤當暮之儀ハ月割を以被渡下候条、左様可有御心得候、以上

十二月十九日

(時曾館助教)

山口仁九郎

(時曾館助教)

柏本文右衛門

木下真太郎殿

廿日

御覽、内生松原傳次・武居徳三郎相濟候後、御中入二付、
同役申談早引、九ツ過分(門生)福島大太郎・信十郎召連、高瀬
在坂下會所(門生)江罷越、木葉ニて日暮、朝分雨天、途中難儀、
夜五ツ過關應左衛門宅ニ着、小山熊彦・山田萬全も同道、
各歸家

廿一日

朝飯後打立馬ニ乗、南關(江)罷越、八ツ過着

廿二日

南關江滯、鉄砲細工見物、白木大助 御判物ニ付出府、
立寄

廿三日

(彈村弟)

曉天今馬ニて帰ル、尤徳太郎急ニ御郡代ヨリ申談之儀有

(彈村弟)

之、同様熊本江出ル、暮比着、徳太郎儀御用□□近國江

出候様申聞ニ相成候

廿四日

(彈村弟)

出勤、徳太郎儀下津隠居ニ付、長崎并佐賀江罷越候筈、

(下津久也)

隠居江為挨拶罷越、肥前千住大之助・古賀大一郎・

(神梅)

枝吉平左衛門江状認遣ス

廿五日

(長岡院助南七)

壹岐殿發足 ○徳太郎、昼比分河内之様罷越、乗船之

(彈村弟)

筈

廿六日

明日大筒手ニて出立面々之内、笠格兵衛・池邊悰右衛
門・廣吉嘉三郎等暇乞、三苦惣左衛門江礼、遠山彦助江
悔、且又合志龜之助江暇乞

廿七日

林市之助・廣田久右衛門・田中權作暇乞、坂本寿三郎同
様、ハツ過〔弥四郎〕高橋弥平暇乞、扇子ニ書シ送ル、文言云、

真智自苦心上發、大道於冷眼中存 ○天下之勢有繫於三

軍之力者、三軍之力有繫於一士之志者、是士之所以自重

○今日ヨリ塾中越年生六人ニナル

一、御先祖様御為持被成候御對之槍、被為蒙 御覺候段

御到來有之候由、尤浦賀表御引受ニ付而との御文面も

相加り居候由、長州様御同前、柳川ハ侍従ニ御昇進之

由

一、夕方より高橋方〔弥七〕江離杯

廿八日

弥平出立ニ付、信十郎召連、出町口迄送ル ○井口呈助

御用御物頭列訓導本役、道家角左衛門御擬作百石訓導蒙

養齋詰本役

廿九日

在家 ○夜分與山静叔〔医師〕江罷越、譯書之話承之、同人譯本
一冊持歸ル

晦日

在家、年仕舞